

令和7年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	予算科目	6-1-1-(3)
事業名	農業委員会事業		

■基礎情報

目的	地域環境の質的な向上につながる農地の保全を目指すため、農地転用の適正審査、耕作放棄地化の未然防止など、健全な農業委員会運営に対する支援に努める。		
事務内容	事務内容 ・農業委員会が、以下に掲げる事務を適正且つ円滑に行うための支援 ・農業委員会総会運営 ・農地法関係許可・届出事務 ・農業者年金関係 ・納税猶予関係事務		・農地台帳の整備 ・遊休農地、違反転用パトロール ・農地の利用状況及び利用意向調査
現在における経過又は課題	・農地所有者の高齢化及び後継者不足により、自らが耕作したり管理することが困難な状況であり、このままでは町内農地や農業が持続していかないため、最適化活動（農地の集積、遊休農地の解消及び新規参入の促進）を重点的に取り組む必要がある。		
令和7年度の目標又は改善策	・課題に対する目標としては、農業委員会委員や農地利用最適化推進委員が行う農地パトロールの際、事務の効率化を図るためにタブレット端末を有効利用するとともに、自ら耕作や管理ができなくなった農地所有者の相談や農地の受け手の利用意向を聞きながら、農地の集積、遊休農地の解消や新規発生の抑制及び新規就農者の参入促進に向けて農業委員会が行う最適化活動を支援する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第5章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する					
	基本政策	第2節	産業・経済					
成果指標								
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6目標値	R7実績値	R7目標値

■3年間の目標

目標						
項 目（単位）				R5実績	R6実績	R7目標

■次年度以降の予定

【R8】	タブレット端末を活用した情報管理を行うとともに、自ら耕作や管理ができなくなった農地所有者の相談や農地の受け手の利用意向を聞きながら、新規就農者の参入促進や農地利用集積、遊休農地対策を図る。
【R9】	タブレット端末を活用した情報管理を行うとともに、自ら耕作や管理ができなくなった農地所有者の相談や農地の受け手の利用意向を聞きながら、新規就農者の参入促進や農地利用集積、遊休農地対策を図る。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
毎月	● 農業委員会が、以下に掲げる作業を適正且つ円滑に行うための支援
4	・ 大口町農業委員会総会の開催
7	・ 委員会活動計画の策定（HPによる公表）（～5月）
8	・ 農業者年金現況届の回収（年金受給者の現況チェック）
12	・ 納税猶予（税務署からの通知者）現地確認（事務局）
3	・ 農地パトロールの実施（委員、推進委員及び事務局）（～9月）
3	・ 農地台帳の郵送、回収及び整備
3	・ 農地パトロール結果に係る農地適正化状況等の取りまとめ（～1月）
3	・ 委員会活動点検・評価（HP等による公表）
随時	・ 農地法関係許可申請等に関する現地確認（委員、推進委員及び事務局）
随時	・ 農地法関係許可申請等に関する事務
随時	・ 農地相談（権利移転・転用・相続・その他）事務
随時	・ 遊休農地に関する苦情対応・処理事務
随時	・ 農業委員会会議録事務

■目標又は改善策に対する取組内容

目標に対する取組としては、令和7年9月9日から9月18日までの間で実施した農業委員会委員や農地利用最適化推進委員による農地パトロール（町全域103筆）の際、現地でタブレット端末を利用し、筆界の確認や現況写真の撮影を行い記録した。この記録情報を基に、是正が必要と考えられる農地40筆を抽出し、町と農業委員会が連携しながら農地所有者を特定し、自己又は作業委託による適正管理を促した。 また、行政区別の耕作放棄地や利用集積状況を農業委員会委員や農地利用最適化推進委員が把握できるようにし、それぞれの地区で、自ら耕作や管理ができなくなった農地所有者の相談や農地の受け手の利用意向を聞きながら、農地の集積、遊休農地の解消や新規発生の抑制及び新規就農者の参入促進に向けて農業委員会が行う最適化活動を支援するよう取り組んだ。

■評価

取組に対する評価としては、少しずつではあるが、昨年度から引き続き、委員への利用研修として、タブレット端末の現地活用の実体験を行うことができた。今後も、委員全員がタブレット端末を活用できるよう、農地パトロール以外の現地確認の際でも利用研修を実施して、委員活動の効率化を図りたい。 また、委員への最適化活動の支援等の結果、遊休農地が1.3ha解消することができた。また、大口町在住の男性を1人新規就農者として参入することができた。今後とも、地域計画や目標地図の10年後の目標達成に向けて、農地の集積、遊休農地の解消及び新規発生の抑制、新規就農者の参入促進など農業委員会が行う最適化活動に対する支援を、町としても一層取り組んでいく必要がある。
--

令和7年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	予算科目	6-1-3-(3)
事業名	農業振興事業		

■基礎情報

目的	農作物の品質向上に対する補助や経営所得安定対策を実施することにより、農業者の経済的安定を目指し生活を守る。 農業振興地域整備計画に基づき、優良な農地を確保・保全するとともに、合理的かつ生産性の高い農業を展開するため、都市的土地需要との調整を図りながら計画的な土地利用を推進する。 農業振興と農地における町民の理解、参加及び地産地消を推進する。		
事務内容	・ 地域計画に関する業務 ・ 農地中間管理事業に関する業務 ・ 農業の担い手に対する支援 ・ 有害鳥獣の捕獲駆除 ・ 生産調整に対する補助に関する業務 ・ 遊休農地パトロール ・ 利子補給等 ・ 猟友会(資格取得者)に委託 ・ 農振除外申出審査	・ 農業振興地域整備計画の変更 ・ れんげまつり開催 ・ ふれあい農園の管理運営事務 ・ 農業塾運営事務 ・ 農機具のレンタル事業 ・ 朝市会支援に関する事務 ・ 農業生産特産品に関する支援	
現在における経過又は課題	・ 今後高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業を将来にわたって持続可能なものとするために、農業者が効率的な農業経営が行えるよう農地の集積・集約化を推進する必要がある。 ・ 耕作放棄地対策を目的に設立された農業法人の取組として、これまでイベント時での商品販売に限られていたが、今後、恒常的かつ安定的な発展を遂げるために、農業法人の組織体制や経営方針の確立、新たな農業生産物特産品の開発研究及び販売促進に対する支援策を考えなければならない。		
令和7年度の目標又は改善策	農地の集積・集約化を目的とし新たに策定した地域計画に基づき、農地所有者と受け手となる認定農業者等との貸し借りの調整を慎重に行い、関係者への意見聴取も行いながら目標地図(10年度の耕作者ごとの集約を表した地図)の達成を目指す。 耕作放棄地を復元し、農作物生産から特産品開発、販売促進にわたって取り組む農業法人が主体的に経営し発展を遂げるよう、拠点づくりや特産品の開発や販売促進に対する支援、組織や人材確保・人材育成に対する支援を積極的に行っていく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第5章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する						
	基本政策	第2節	産業・経済						
成果指標	担い手農家の経営農地面積								
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値	
	179.0ha	172.8ha	169.3ha	168.1ha	180.9ha	172.8ha	180.1ha	190.0ha	

■3年間の目標

目標					
項 目（単位）	R5実績	R6実績	R7目標	R8目標	R9目標

■次年度以降の予定

- 【R8】
- ・目標地図と地域計画に掲げた方針のもと、農地利用集積を一層推進する。
 - ・町が出資した農業法人等と連携し、地元産の農作物を原材料に使った特産品の研究開発、販売促進に対する支援策を活用していく中で、耕作放棄地の復元と有効活用に取り組む農地の担い手として発展し続けるよう支援する。
- 【R9】
- ・目標地図と地域計画に掲げた方針のもと、農地利用集積を一層推進する。
 - ・町が出資した農業法人等と連携し、地元産の農作物を原材料に使った特産品の研究開発、販売促進に対する支援策を活用していく中で、耕作放棄地の復元と有効活用に取り組む農地の担い手として発展し続けるよう支援する。

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
毎月	・農地中間管理事業に基づく利用権設定事業事務
4	・転作確認（景観作物）
5	・れんげまつり開催
8	・農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）
11	・転作確認（水田確認）
2	・農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）
3	・農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎） ・農業振興対策事業補助金（交付事務等）
随時	・有害鳥獣事務（ワナ仕掛け、捕獲） ・遊休農地パトロール ・ふれあい農園入退園等手続き事務 ・農産物特産品づくりに対する取組への支援 ・農機具レンタル事業 ・その他（朝市会支援に関する事務等）

■目標又は改善策に対する取組内容

1つ目の目標に対する取組としては、農地中間管理事業を活用し、担い手の農地集積を推進した。また農振除外を行われた地域において、目標地図の更新を行い、地域内の農地利用状況を更新した。目標地図と実際の耕作状況との差異を確認し、必要に応じて見直しを行った。

2つ目の目標に対する取組としては、昨年度から継続して農業法人の主体的な経営が運営されるように、専門家と相談しながら、組織に対する助言を行った。また、イベント出店や直売等を通じて大口町産の農産物を原材料とした特産品の販売の販売拡大及び販売促進の支援を行った。

■評価

1つ目の取組に対する評価としては、農地中間管理事業等を活用することにより、67.7haの農地集積を実施することが出来た。その結果、機械移動時間の短縮等、作業効率の向上が見られた。今後とも継続した取組が必要である。

2つ目の取組に対する評価としては、主体的な経営の拠点づくりとして、大口町余野地内に新たな事務所の開設に向けて所有者とのマッチングを行った。また、耕作放棄地対策として、アルバイトを雇い田植えから稲刈りまでの自社生産の切り替えや、特産品の販売促進として検討されてきた、クラフトビールの販売方法をカップ販売からビン販売の追加変更に向けた支援を行った。農業法人の安定的な組織運営や収益確保、人材育成については引き続き課題が残るため、今後も助言や支援を行っていく必要がある一方、町の立場として、必要に応じた現地調査や監査等を実施する必要がある。

令和 7 年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	予算科目	7-1-2-(4)
事業名	観光振興事業		

■基礎情報

目的	桜が咲く時期に多くの人を訪れる五条川において、快く桜並木を鑑賞できる環境を整える。 また、観光資源として広く周知する。		
事務内容	・桜まつり関係業務 ・五条川遊覧船事業に関する業務 ・薪能に関する業務 ・その他、観光全般に関する事務		
現在における経過又は課題	・昨年度は5カ所に増設した桜のライトアップや遊覧船事業、薪能の上演等がマスメディアやSNSにとりあげられたことにより、例年以上に多くの来場者に楽しんでいただけたが、五条川堤の桜並木が本町の観光名所としてさらに認知上げるためには、ますますのPR活動が必要となる。 ・遊覧船事業については、多くの方に乗船いただけたが、桜の開花時期は来場者が集中し運航便の数が足りず乗船をお断りしなければならないこともあった。 ・桜のライトアップが目的の花見客が非常に多い中で、薪能の上演時はライトを消灯したことに苦情が多く寄せられた。 ・本町の特産品販売をメインにしたお土産コーナーについては、事前の周知や当日の会場案内が足りず、また会場の位置も少し離れていたこともあったため集客が伸び悩む結果となった。 ・景観形成事業については昨年度は会場内に歩道を設置しライトアップを実施したものの、菜の花が思うように開花しなかった。		
令和7年度の目標又は改善策	・町の広報媒体（広報紙、ホームページ、防災行政無線、メール、SNS、デジタルサイネージ、アプリ等）を活用し、より一層の周知を行う。また、薪能、遊覧船、桜まつり全体のチラシ・ポスターを昨年度より増刷し、公共施設だけでなく町内企業、駅等、幅広く掲出するとともに、まちの魅力発信事業を活用し、町内2か所（商業施設等）で手作りの大型観光マップによる広報活動を実施する。 ・遊覧船事業については、一人でも多くの方に乗船してもらえよう、関係者と調整し増便を検討する。 ・昨年度は名古屋経済大学や誠信高校の学生ボランティアの方々にはさくらまつりのサポートをしていただいたが、今年度は大口町商工会とも連携し学生ボランティアが主体的に活動できるよう企画から携わってもらい、お土産コーナーを含めさくらまつり全体を盛り上げる仕組みを検討する。 ・昨年度の景観形成事業は、町内の園芸農家や学生ボランティアにお願いし2000株のマーガレットを植えて対応したが、今年度は菜の花が満開となるよう咲かなかった原因を調査し対策を講じたうえで実施する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営						
	基本政策	第 3 節	情報発信・共有						
成果指標									
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値	

■ 3 年間の目標

目標	桜まつりにおけるムービングライトの照明演出と桜まつり景観形成拠点を充実するとともに、五条川遊覧船事業と薪能を安全かつ滞りなく実施することで、五条川の桜並木をより多くの観光客や地元住民が集う他に負けない桜の観光名所とする。				
項 目（単位）	R5実績	R6実績	R7目標	R8目標	R9目標

■ 次年度以降の予定

--

■ 作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
10	学生ボランティア及び商工会との打ち合わせ
1	薪能入場券の申込受付
2	薪能入場券の発送
3	桜まつりの開催（～翌年度4月） 五条川遊覧船事業の実施 薪能公演
通年	各イベントの開催に向けた準備 ※ライトアップ、景観形成拠点の管理、五条川遊覧船事業及び薪能公演の業務委託の調整を行う。

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・薪能、遊覧船、さくらまつりに関して、町の広報媒体（広報誌、ホームページ、防災行政無線、メール、SNS、デジタルサイネージ、アプリ等）の活用及びチラシ・ポスターを公共施設、柏森駅、町内企業、商業施設等に幅広く配布しイベントの周知を行った。また、無印商品の協力を得て大型観光マップによる広報活動を実施した。
- ・遊覧船事業では、13便から17便に増便し、更に桜の満開時には20便まで増便することにより、より多くの方に楽しんでいただくことができた。
- ・今年度から、大口町商工会青年部、名古屋経済大学及び誠信高等学校とともに「大口町さくらまつり盛り上げちゃおう！！大作戦」を組織し、これまで行政主導であったさくらまつりを、産官学連携による地域主導のイベントとして企画運営を行った。計10社から協賛をいただき、生徒発の枠にとらわれない企画を行ったことで、例年以上の盛り上がりを出ることができた。
- ・昨年度の反省を活かし、今年度は景観形成拠点の菜の花の播種方法を変更したが、まだ満開とは言えない状況だった。来年度は種子を変更するなど、今後も分析や調査を進めながら改善を図る。

■ 評価

- ・これまでのさくらまつりの取組に加えて、「大口町さくらまつり盛り上げちゃおう！！大作戦」による新たな体制でのスタートを切ることができた。新体制での初年度でありながら、これまでのさくらまつりにはない企画を学生、生徒自らの手で進め、多くの参加者を集めることが出来た。また、自分たちの企画を町内企業にプレゼンテーションして協賛を集めるなど、学生生徒により自発的に活動を進めていただけた。来年度はさくらまつりの運営についてもより深く関わっていただくことを目指しており、地域によるイベント運営の第一歩ができたと考えている。
- ・さくらまつりへの来場者は昨年度以上となり、町の発信に加え、メディアでの発信により知名度・注目度がより大きくなっているものと思われるため、引き続き積極的な広報を進めていく。通常、周知するだけでは来場者は増えず、コンテンツそのものに魅力があるので集客につながっていると考えられるため、さくらまつりの魅力を磨くことで全国に誇れるイベントになるポテンシャルがあると評価している。

令和 7 年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	予算科目	8-3-1-(3)
事業名	都市計画推進事業		

■基礎情報

目的	土地利用の在り方や市街地開発など、都市計画に関する各種計画等の策定や調査等を行い、都市計画行政を推進する。		
事務内容	・都市計画マスタープランの策定・見直し ・都市計画審議会の運営 ・都市計画基礎調査の実施 ・都市計画基本図の作成、修正 ・生産緑地関係事務 ・宅地開発審査会の実施	・都市計画関連協議会事務 ・国土利用計画法に基づく届出事務 ・測量法に基づく公共基準点管理 ・その他都市計画推進に関する事務	
現在における経過又は課題	・本町の約 23% が市街化区域、残り約 77% が市街化調整区域であり、土地利用に規制があるエリアがほとんどである。まちの将来像を見据え、有効な土地利用計画の実現に向け柔軟な対応ができるよう法令等に基づく手法を研究する必要がある。 ・本町が推進する企業誘致事業に対し、企業の求める事業計画が成就するよう土地利用計画の見直しを含めた徹底した支援策を講じる必要がある。		
令和 7 年度の目標又は改善策	・上位計画である第 8 次総合計画の策定を間近に控え、将来にわたり持続的に発展し続けるまちづくりのため、地域性や利便性などを念頭にエリア毎の土地利用計画の素案を検討しつつ計画実現、達成のための手法を研究する。 ・企業支援課と連携し支援する企業の要望を聞き取り、都市計画法第 34 条第 12 号に基づく区域指定をはじめ、地区計画の策定も視野に入れ事業計画の実現を目指す。		

■第 7 次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する					
	基本政策	第 2 節	生活基盤					
成果指標	・ 市街化区域内の低・未利用地面積割合							
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値
	2. 20%	1. 80%	－	－	－	2. 30%	－	1. 50%

成果指標	地籍調査の進捗率							
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値
	97.70%	99.00%	-	-	-	-	-	99.00%

■ 3 年間の目標

目標					
項 目（単位）	R5実績	R6目標	R7目標	R8目標	R9目標

■ 次年度以降の予定

【R8】

- ・ まちの将来を見据え、土地利用計画の見直しを進めるため、引き続き調査を進めていく。
- ・ 市街化調整区域内地区計画策定に向けて企業と連携し関係機関との調整を図りながら手続きを滞りなく進めていく。

【R9】

- ・ まちの将来を見据え、土地利用計画の見直しを進めるため、引き続き調査を進めていく。

■ 作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
10	・ 市街化調整区域内地区計画に係る愛知県都市計画との事前相談を実施（～3月）
随時	・ 尾張都市計画生産緑地地区の変更（大口町決定）事務 ・ 都市計画審議会の開催・運営 ・ 宅地開発審査会の実施 ・ 都市計画の変更等の事務手続き ・ 生産緑地買取申出の事務手続き

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 企業支援課と連携し支援する企業の要望を聞き取り、都市計画法第34条第12号に基づく区域指定を行った。

■ 評価

- ・ 企業のスケジュールに影響を与えることなく区域指定を行うことができた。今後も企業支援課と連携をしながら必要に応じて都市計画法第34条第12号に基づく区域指定や地区計画の策定を行う。

令和7年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	予算科目	8-3-6-(3)
事業名	シティプロモーション事業		

■基礎情報

目的	持続的な人口バランスを確保するため、20歳代後半から30歳代といった世帯形成期を中心とした住民の定住促進及び町外転出の抑制をはかることを目的とする。		
事務内容	・ まちの魅力を発見する事業に係る事務 ・ まちの魅力を発信する事業に係る事務 ・ まちの魅力を磨く、まちとつながって暮らす事業に係る事務 ・ 企業とまち・人をつなぐ事業に係る事務	・ ゆかりのある人とつながる事業に係る事務 ・ 受け入れる環境を整える事業に係る事務	
現在における経過又は課題	【経過】 ・ 第3期アクションプランのアクション13からアクション17に掲げた計画を具体化して、目標達成に向けて取り組んでいく必要がある。また同プランの最終年度であるため、今期のまとめと、次期の方向性を確定する必要がある。 ・ 移住・定住補助制度の対象世代への制度周知が充分ではないため、制度を活用していただけるよう引き続き徹底したPRが必要となる。		
令和7年度の目標又は改善策	・ 第1期、第2期アクションプランの継続事業を実施しながら、プロモーションの最終目的である本町にゆかりある若い世代の移住・定住者が増えるように第3期アクションプランのアクション13からアクション17に掲げた計画を、おおぐち宣伝部やNPO法人まちなつと大口とともに具体化し、計画的に取り組んでいく。また、同プランの最終年度であるため、今期のまとめを行い、そのまとめを参考に今後のプランについてを検討する。 ・ 移住定住支援補助金制度については、令和6年度に町の公式SNSを活用し周知した結果、前年度より増加したことから、引き続きSNSを活用した周知を行う。また、制度の内容が本来の目的に即したものであるかどうか、改めて近隣市町の状況を把握しながら調査研究を進めていく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営					
	基本政策	第 3 節	情報発信・共有					
成果指標	町ホームページによる情報提供への満足度							
	H26実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値
	62.2%	64.3%	－	－	－	－	68.70%	70.0%

■3年間の目標

目標	・大口町にゆかりのある人に情報が伝わっている。 ・大口町へのUターン者、定住する若者が増えている。					
項 目（単位）		R5実績	R6実績	R7目標	R8目標	R9目標
同居支援補助金及び近居補助金の利用者		6	7	5	8	12
在勤者定住支援補助金の利用者		7	13	14	14	14

■次年度以降の予定

【R8】
新たなプランに基づきプロモーション活動を継続して実施する。

【R9】
新たなプランに基づきプロモーション活動を継続して実施する。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
通年	・ まちの魅力発信事業協働委託 「おおぐち宣伝部」との定例会議（月1回程度）
4	・ 金助桜まつりにてPR ・ れんげまつりにてPR ・ フォトラリーの実施（～3月）
11	・ ふれあいまつりにてPR
1	・ 二十歳（はたち）の集いにてPR
3	・ お花見スポット広報物作成
随時	・ 小学校の授業に合わせたPR ・ 社長さんリレーインタビュー（6回程度） ・ 魅力発見ツアーの企画・実施（2回程度） ・ まちの魅力Webページ更新 ・ 企業との連携イベント ・ SNSを活用したPR ・ 大口町PR用広報物作成

■目標又は改善策に対する取組内容

・ 今年度で「大口町プロモーション戦略」の計画期間が終了するため、おおぐち宣伝部やNPO法人まちねっと大口とこれまでの活動を総括し、今後の方向性をすり合わせた。

・ 移住定住支援補助金制度が本来の目的に寄与しているかどうか、近隣市町の動向等を注視するなど、検討に努めた。

■評価

・ おおぐち宣伝部やNPO法人まちねっと大口とこれからのプロモーションのあり方について合意することができ、方向性を定めることができた。

・ 移住定住支援制度については周知を継続して行い、昨年度同等の申請とすることができた。制度の在り方について検討を継続して進める。

令和7年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	予算科目	8-3-7-(3)
事業名	住環境整備事業		

■基礎情報

目的	大規模な地震の発生による建築物の倒壊等の被害から住民の生命及び財産を保護するため、旧基準木造住宅の耐震改修の促進と減災化促進及び建築物の耐震化を行うことで、地震に対する安全性の向上を図り、災害に強い地域社会の形成を目的とする。 また、家屋の所有者に対し、空家が地域の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家の発生予防及び空家の適正管理についての啓発を図ることを目的とする。		
事務内容	・木造住宅耐震改修及び減災化促進業務 ・建築物（多数の者が利用する建築物、通行を確保すべき道路沿道の建築物など）耐震促進業務	・空家対策業務	
現在における経過又は課題	・町内の緊急輸送道路や避難路等の地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物のうち耐震性が確認できていない建築物の所有者に補助制度等を知っていただき、速やかに対策を講じていただく必要がある。また2000年基準以前の耐震基準の木造住宅についても絶対に安全であるとは断言できないため、これまでPRしてきた耐震性能検証法に加え、耐震促進に向けた有効な手法を研究する必要がある。 ・空家は、台風等の災害時に周辺住民に悪影響を及ぼす恐れがあるため、所有者には補助制度を活用しつつ対策を講じていただく必要があるが、一方、空家については管理だけでなく、今後の活用も課題としてあるため、所有者向けへのアプローチだけでなく、家族や第三者を含め空き家活用のニーズを把握しながら、活用するための手法を研究する必要がある。		
令和7年度の目標又は改善策	・町内の緊急輸送道路や避難路等の地震発生時に確保すべき道路沿道の耐震性が確認できていない建築物のうち木造住宅の所有者に対して、耐震診断を受けていただけるよう個別訪問を実施し、耐震改修又は除却について検討していただけるように促す。また、2000年基準以前の耐震基準の木造住宅に対する取り組みについては県や近隣市町の動向を見ながら、まずは研究のための情報収集を行っていく。 ・空家対策については、これまでに行ってきた無料相談や台風の時期に合わせた所有者宛ての周知啓発を継続しながら、空き家活用や除却に対する補助制度の活用促進を行っていく。また、僅かではあるが、所有者以外から空き家を活用したいとの相談も受けていることから、所有者向けだけでなく、所有者以外の方向けに空き家活用のニーズ調査を実施し、新たな空き家の活用方法としてどのような手法があるのか、法令等を含め研究していく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第3章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する					
	基本政策	第2節	生活基盤					
成果指標	・住宅の耐震化率							
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6目標値	R7実績値	R7目標値
	77.0%	87.0%	－	－	－	－	－	95.0%

■3年間の目標

目標					
項 目（単位）			R5実績	R6目標	R7目標

■次年度以降の予定

- 【R8】
- ・町の広報媒体を活用し耐震改修等及び空家改修等の補助制度について周知啓発を継続して取り組む。
 - ・空き家の新規発生を抑制するため、空家対策等の周知啓発を徹底するとともに、所有者のみでなく第3者が関与した空き家の活用方法を研究する。
- 【R9】
- ・町の広報媒体を活用し耐震改修等及び空家改修等の補助制度について周知啓発を継続して取り組む。
 - ・空き家の新規発生を抑制するため、空家対策等の周知啓発を徹底するとともに、所有者のみでなく第3者が関与した空き家の活用方法を研究する。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	・空家等調査業務（～3月）
5	・過去に耐震診断を受けた所有者に対し、耐震改修等補助制度の案内送付。
7	・広報掲載（耐震関連補助制度・空家対策関連制度）
8	・新たに空家と判断できる物件所有者への意向調査（補助制度案内含む）を送付。
9	・戸別訪問により耐震関連補助制度の周知を行う。
11	・7月空家意向調査の結果を受け、個別相談等の実施。
3	・台風被害対策に係るDM送付。
随時	・水道閉栓及び1年以上未使用物件調査（丹羽広域事務組合水道部依頼）
	・空家等対策協議会の開催（年1回程度）
	・無料空家相談（年4回）
	・空家現地確認（個別）
	・空家適正管理依頼
	・町の公式SNS等による補助制度周知

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・町内の緊急輸送道路や避難路等の地震発生時に確保すべき道路沿道の耐震性が確認できていない建築物のうち木造住宅の所有者に対して、個別訪問を実施し、耐震改修又は除却について検討していただけるように促した。
- ・2000年以前の新耐震基準の木造住宅に対する取り組みについては、県の動向を注視して情報収集に努めた。
- ・空き家対策として、無料空家相談会の定期開催や台風の時期に合わせた所有者宛ての周知啓発行った。また、空家等活用促進区域の全国の情報を収集して、検討材料を集めた。

■評価

- ・避難路等の沿線の木造住宅へは12件の戸別訪問を行い、8件は直接住民へご説明をすることができた。訪問対象物件は今のところ診断等にまで至っていないが、戸別訪問が出来たことは前例ができたと評価している。引き続き改修等について周知を進めていく。
- ・2000年以前の新耐震基準の木造住宅の耐震化については、愛知県では耐震診断補助しかないということで、改修や除却といった対策に通じる補助が整備されるまで、旧耐震基準の住宅に対する補助に集中することとする。
- ・空家の件数は増加したが、一方で除却の件数も増加した。町の補助制度の利用はなかったため制度周知が不十分の可能性はある。
- ・空家等活用促進区域については、情報収集の結果、区域指定の要件を満たすのが難しいのではないかと評価をし、空家等対策協議会でもその旨お伝えしている。